

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県白井市名内324番地19

氏 名 京葉ケミカル 株式会社  
代表取締役 野辺 晃司

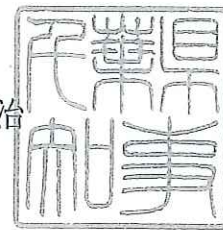
複製厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 令和元年5月23日

許可の有効年月日 令和6年3月14日



## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
(イ) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
(ウ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
(エ) 特定有害産業廃棄物 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
(イ) 特定有害産業廃棄物 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限  
許可証別紙1のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は、2.に記載する施設で行うこと。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自ら行うこと。
- (3) 廃棄物の保管高は2メートル以下とすること。
- (4) 廃棄物の保管については飛散・流出しないよう容器に入れて行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年3月15日 新規許可  
令和元年5月23日 更新許可

5. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限

| 産業廃棄物の種類 | 積替・保管場所の面積        | 最大保管量    | 数量 | 施設の所在地                                  |
|----------|-------------------|----------|----|---|
| 廃油       | 36 m <sup>2</sup> | 20,000 ㍓ | 1  | 千葉県白井市名内字向山324番19の一部, 324番20の一部, 324番21 |